

# 文教厚生委員会資料

病 院 局

令和4年9月30日・10月3日

## ■ 条例案 1件

- 第104号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例〔関係分〕 . . . 1

## ■ 予算案 1件

- 第97号議案 令和4年度島根県病院事業会計補正予算（第1号） . . . 4

## ■ 報告事項 2件

- 1 新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について . . . 5
- 2 病院局における障がい者雇用の状況について . . . 6



地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の  
整備に関する条例（病院局関係分）

1 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、病院局職員の定年を段階的に引き上げること等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

2 定年引上げ制度等の概要

別紙のとおり。

ただし、医師・歯科医師については、国に準じて、職の性質（職務・責任の特殊性や欠員補充の困難性）の特殊性により次の項目のみ適用する。

- ①定年の段階的引上げ（現行 65 歳 ⇒70 歳）
- ②定年前再任用短時間勤務

3 関係条例の制定及び改廃

2の制度の導入に当たり、島根県において制定及び改廃が必要となる条例は次のとおり。

(1) 改正する条例及び付託委員会（太枠内⑩が病院局所管条例）

| 条 例 名                             | 付託委員会 |
|-----------------------------------|-------|
| ① 職員の定年等に関する条例                    | 総 務   |
| ② 職員の給与に関する条例                     |       |
| ③ 職員の退職手当に関する条例                   |       |
| ④ 職員のサービスの宣誓に関する条例                |       |
| ⑤ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例              |       |
| ⑥ 職員の勤務時間に関する条例                   |       |
| ⑦ 職員の休日及び休暇に関する条例                 |       |
| ⑧ 職員の特殊勤務手当に関する条例                 |       |
| ⑨ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 |       |
| ⑩ 職員の育児休業等に関する条例                  |       |
| ⑪ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例            |       |
| ⑫ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例         |       |
| ⑬ 県立学校の教育職員の給与に関する条例              | 文教厚生  |

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ⑭ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例               |      |
| ⑮ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例             |      |
| ⑯ 市町村立学校職員の旅費に関する条例                  |      |
| ⑰ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例          |      |
| ⑱ 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例         |      |
| ⑲ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例 |      |
| ⑳ 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例           |      |
| ㉑ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例           | 建設環境 |

(2) 廃止する条例

| 条 例 名          | 付託委員会 |
|----------------|-------|
| ㉒ 職員の再任用に関する条例 | 総 務   |

4 病院局所管条例の改正内容

上記3の条例については、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」として、一括上程。

このうち、病院局所管条例の改正内容は次のとおり。

(1) 改正条例

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2) 改正内容

- ① 当分の間、病院局職員の給料月額を、原則として病院局職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、「7割水準」とすること。
- ② 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給すること。

※高齢者部分休業制度

55歳に達した職員が、定年退職後の人生設計のための準備や加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献を想定し、定年退職前に、先行して休業を取得することができる制度

- ③ その他規定の整備

5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## ① 職員の定年等に関する条例の一部改正

## ア 定年の段階的引上げ

- a 国家公務員に準じて、現行60歳の定年を65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。  
 b 職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性のある医師・歯科医師の定年年齢（現行65歳）は、国に準じて70歳とする。

| 年度     | R5  | R6 | R7  | R8 | R9  | R10 | R11 | R12 | R13～ |
|--------|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|
| a 定年年齢 | 61歳 |    | 62歳 |    | 63歳 |     | 64歳 |     | 65歳  |
| b 定年年齢 | 66歳 |    | 67歳 |    | 68歳 |     | 69歳 |     | 70歳  |

## イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理監督職の勤務上限年齢を、原則60歳とする役職定年制を導入し、役職定年した職員を非管理監督職へ配置する。
- 職務の遂行上の特別な事情等により、当該職員が降任することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合等に限り、引き続き管理監督職として勤務することができる「特例任用」を導入する。

## ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入することとし、任期を常勤職員の定年退職日までとする。
- 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置する。

## エ 情報提供・意思確認制度の新設

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等の情報提供を行った上で、勤務の意思を確認する制度を新設する。

## ② 職員の給与に関する条例等の一部改正

## 60歳に達した職員の給与水準

当分の間、職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、原則「7割水準」とする。

## ③ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

## 60歳に達した職員の退職手当

- 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。
- 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合も、「ピーク時特例」を適用し、定年引上げ前の定年（60歳）で退職する場合と比べて不利益にならないよう措置する。

④ 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正  
管理監督職勤務上限年齢制の導入等に伴う規定の整備

## ⑤ 職員の再任用に関する条例の廃止

## 令和4年度島根県病院事業会計補正予算(第1号) (9月補正予算)

### 1. 概要

- (1) 共済基礎年金拠出金負担率の変更による一般会計負担金の増
- (2) 職員配置の状況(現員現給の反映)による給与費の減
- (3) 光熱費の高騰による経費の増

### 2. 県立中央病院予算

(単位:千円)

| 科 目 |             | 補正前        | 補正額       | 補正後        | 概 要                                 |
|-----|-------------|------------|-----------|------------|-------------------------------------|
|     | (収益的収入及び支出) |            |           |            |                                     |
| 1   | 中央病院事業収益    | 19,936,533 | 14,232    | 19,950,765 |                                     |
| 2   | 医業外収益       | 2,835,140  | 14,232    | 2,849,372  |                                     |
| 3   | うち一般会計負担金   | 1,393,075  | 14,232    | 1,407,307  | 共済基礎年金拠出金の増                         |
| 4   | 中央病院事業費用    | 19,938,111 | 187,753   | 20,125,864 | 職員数(一般職:本局職員を含む)<br>1,000人 → 1,000人 |
| 5   | 医業費用        | 19,156,686 | 187,753   | 19,344,439 |                                     |
| 6   | うち給与費       | 9,603,512  | ▲ 18,533  | 9,584,979  |                                     |
| 7   | うち経費        | 3,564,875  | 206,286   | 3,771,161  | 光熱費の増                               |
| 8   | 収支差引(1-4)   | ▲ 1,578    | ▲ 173,521 | ▲ 175,099  |                                     |

### 3. 県立こころの医療センター予算

(単位:千円)

| 科 目 |                | 補正前       | 補正額      | 補正後       | 概 要                     |
|-----|----------------|-----------|----------|-----------|-------------------------|
|     | (収益的収入及び支出)    |           |          |           |                         |
| 1   | こころの医療センター事業収益 | 2,668,518 | 1,284    | 2,669,802 |                         |
| 2   | 医業外収益          | 1,045,835 | 1,284    | 1,047,119 |                         |
| 3   | うち一般会計負担金      | 736,785   | 1,284    | 738,069   | 共済基礎年金拠出金の増             |
| 4   | こころの医療センター事業費用 | 2,686,477 | ▲ 19,516 | 2,666,961 | 職員数(一般職)<br>172人 → 166人 |
| 5   | 医業費用           | 2,549,392 | ▲ 19,516 | 2,529,876 |                         |
| 6   | うち給与費          | 1,602,641 | ▲ 30,116 | 1,572,525 |                         |
| 7   | うち経費           | 532,882   | 10,600   | 543,482   | 光熱費の増                   |
| 8   | 収支差引(1-4)      | ▲ 17,959  | 20,800   | 2,841     |                         |

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）

文 教 厚 生 委 員 会 資 料  
 令 和 4 年 9 月 30 日 ・ 10 月 3 日  
 病 院 局 県 立 病 院 課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その対応業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

| 部局名 | 所属名 | 事業・イベント | 対応方針（見直し内容） |
|-----|-----|---------|-------------|
|     |     |         |             |
|     |     |         |             |
|     |     | 該当なし    |             |
|     |     |         |             |
|     |     |         |             |

② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

| 部局名 | 所属名   | 内部業務        | 対応方針（見直し内容）             |
|-----|-------|-------------|-------------------------|
| 病院局 | 県立病院課 | 人事評価制度運営協議会 | 延期・縮小等<br>集合開催から書面開催に変更 |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |
|     |       |             |                         |

## 病院局における障がい者雇用の状況について

### 1. 制度概要

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

### 2. 病院局における障がい者雇用率の状況（令和4年6月分・島根労働局報告数値）

| 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人） | 障がい者の数（人） | 実雇用率（％） | 不足数（人） | 法定雇用率（％） |
|--------------------------|-----------|---------|--------|----------|
| 777.5                    | 13.0      | 1.67    | 7.0    | 2.60     |

※ 毎年6月1日現在の職員の任免に関する状況等を報告

※ 全職員1,412.5人に占める医師、看護師等987.5人の割合に応じて適用される除外率（45％）により、全職員の45％（635人）が算定の基礎となる職員数から除外される。

（前年比）

| 障がい者数の増減（人）      | 実雇用率の増減（％）         | 不足数の増減（人）       |
|------------------|--------------------|-----------------|
| 9.0 ⇒ 13.0（+4.0） | 1.43 ⇒ 1.67（+0.24） | 7.0 ⇒ 7.0（±0.0） |

### 3. 採用試験の実施状況

- ・ 5月以降 障がい者を受験対象に含めた県立病院職員採用試験を実施中
- ・ 随時 障がい者を受験対象に含めた会計年度任用職員採用試験を実施中

### 4. 今後の取組等

- ・ 「島根県病院局障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じる事ができる職場づくりを推進
- ・ 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- ・ 健康福祉部や総務部等と連携し、障がいのある職員に担ってもらう職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化

【参考】知事部局等の障がい者雇用率の状況

|       | 実雇用率（％） |        | 法定雇用率（％） |
|-------|---------|--------|----------|
|       | R4.6.1  | R3.6.1 |          |
| 知事部局  | 2.61    | 2.60   | 2.60     |
| 教育委員会 | 2.45    | 2.39   | 2.50     |